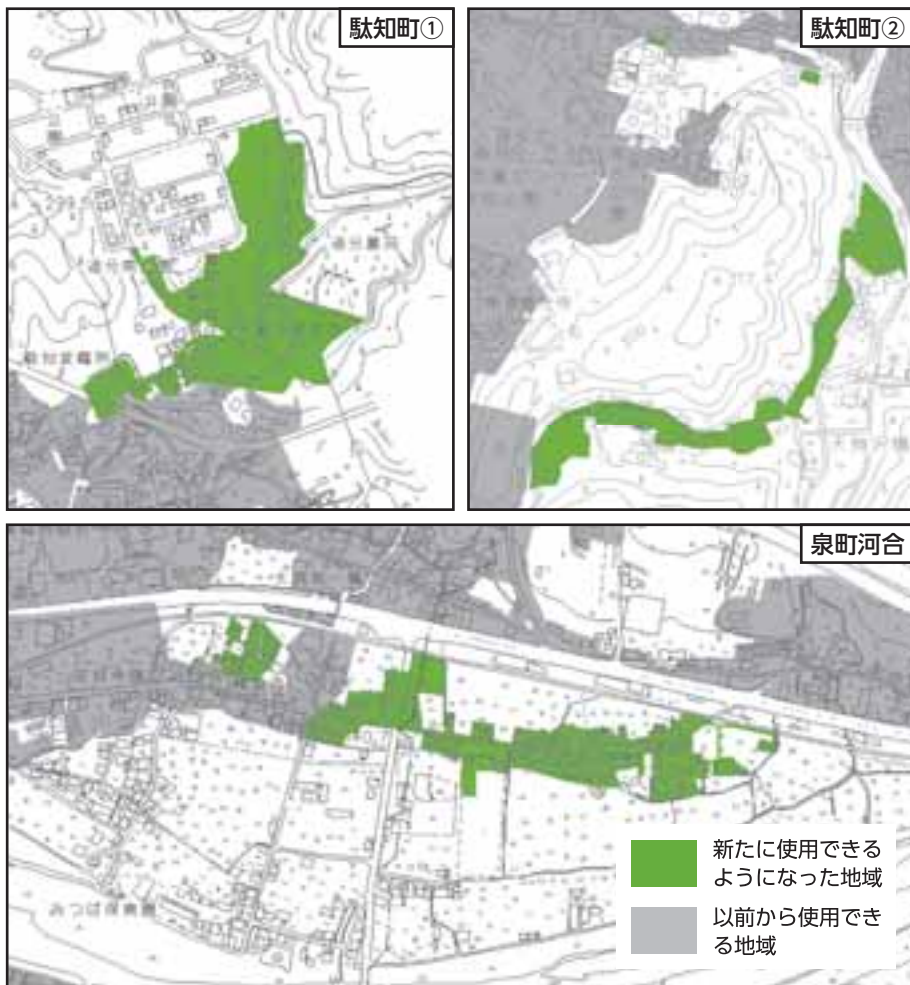


下水道を使える地域が広がりました

平成23年3月31日から、公共下水道を使っていた地域がさらに広がりました。この地域（左図参照）にお住まいの方は、風呂や台所、トイレなどからの排水管を一日も早く下水道に接続してください。
また、すでに使用できる地域で接続がお済みでない方も、快適な生活環境を築くため、速やかに接続工事を行ってください。



下水道を使用される方へのお願い

下水道本管や宅内の配水管詰まりを防ぐため、油や水に溶けにくい物は絶対に流さないでください（水に溶けにくい紙、ガム、ビニールなども配水管が詰まる原因になりますので、気を付けてください）。

浄化槽を設置する方を補助します

合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水のすべてを浄化できるため、下水道とともに環境衛生の保全に大きく貢献しています。

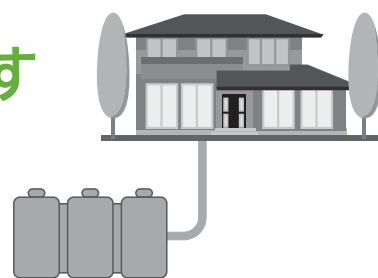
市では、50人槽以下の浄化槽を設置する方に「土岐市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」に基づく補助を行っています。

- ◆対象建物 継続的に利用される建物（住居、事業所など）
- ◆対象地区 下水道事業認可区域以外および農業集落排水処理区域以外などの地区

※注 対象地区には例外もあります。設置工事前に、必ず下水道課にご確認ください。

浄化槽の維持管理のお願い

浄化槽を設置、使用される方は、法律で定められた『①清掃 ②保守点検 ③水質検査』を必ず実施してください。



補助金額

人 槽	金 額
5人槽相当	332,000円
6～7人槽相当	414,000円
8～50人槽相当	548,000円

問い合わせ 下水道課（内線117）